

佐倉市公共工事中間前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項の規定による中間前金払を行う場合の取扱いについて、佐倉市財務規則（平成元年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象)

第2条 中間前金払の対象工事は、公共工事中間前金払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事のうち、契約金額が500万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下「工事」という。）とする。ただし、部分払の対象となる工事を除く。

(中間前金払の要件)

第3条 中間前金払は、次の要件をすべて満たしている場合に支出するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 当初の前金払が支出済みであること。

2 継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る契約において、前項第4号の支出が各会計年度の出来高予定額に対して行われている場合、前項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「契約金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」と読み替えて、前項の規定を準用するものとする。

(中間前金払の割合等)

第4条 中間前払金は、契約金額の10分の2に相当する額の範囲内で支払うことができる。この場合において、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 継続費等の2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該継続費等の各年度の年割額に相当する部分の工事の金額に対してすることができる。

3 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における中間前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してすることができる。

(中間前金払の申請等)

第5条 中間前払金の支払いを受けようとする受注者は、中間前金払の認定請求調書(様式第1号)に、工事履行報告書(様式第2号)を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の認定請求書が提出されたときは、第3条第1項各号の要件を満たしているか否かを7日以内に調査し、その結果が妥当と認められる場合は、認定調書(様式第3号)により、受注者へ通知するものとする。

3 前項の認定を受けた受注者が中間前金払の支払いを受けようとするときは、請求書に保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証証書を添えて市長に提出しなければならない。

4 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。

5 中間前払金の支払時期は、請求書を受理した日から14日以内に行うものとする。

6 中間前払金の支払いは、申請者が保証事業会社の保証書に記載した前金払預託金融機関に振り込むものとする。

(中間前金払額の変更)

第6条 市長は、中間前払金を支払った後、契約内容の変更により契約金額に著しい増額が生じたときは、変更後の中間前払金の額に相当する額から既に支払った中間前払金額を差し引いた金額以内の中間前払金の額を追加して支払うことができる。この場合において、中間前金払の申請及び支払いの方法は、前条の規定を準用する。

2 中間前払金の支払いを受けた受注者は、変更後の契約金額が当初の契約金額より著しく減額した場合において、既に支払いを受けた前払金の額と中間前払金の額が変更後の契約金額の10分の6を超えたときは、その超過した額を契約変更の協議が成立した日から30日以内に返還しなければならない。ただし、当該超過額が相当の額に達し、返還することが中間前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、この限りではない。

(中間前払金の使途制限)

第7条 中間前払金は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額以外の経費に充てることはできない。

(中間前金払の返還)

第8条 中間前金払を受けた受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、

中間前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 中間前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。
 - (2) 契約を解除したとき。
 - (3) 受注者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が、著しく遅延したと認められたとき。
 - (4) 保証契約を解除したとき。
 - (5) その他市長が特に必要と認めたとき。
- 2 前項の場合において、必要と認めるときは、相当額の利息を付すことができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月30日決裁 佐契第914号)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。